

事 務 連 絡
令和4年6月23日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部局 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」の
一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進にご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第18条
第1項の規定による精神保健指定医の指定の申請に当たって提出することとし
ているケースレポートの記述上の配慮については、「精神保健指定医申請時の
ケースレポート記述上の配慮について」（平成26年2月18日厚生労働省社会・
援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡）のとおり示しているところ
です。

今般、当該事務連絡を別添のとおり一部改正したので、お知らせします。

なお、本事務連絡は、令和4年7月1日以後の申請に当たって提出するケー
スレポートの記述上の配慮について示すものであることを申し添えます。

(別添)

○「精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について」(平成26年2月18日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課事務連絡)【新旧対照表】

(下線部が変更部分)

改正後	現 行
<p>事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 一部改正 事務連絡 令和2年12月25日 一部改正 事務連絡 令和3年12月13日 <u>一部改正 事務連絡</u> <u>令和4年6月23日</u></p>	<p>事務連絡 平成26年2月18日 一部改正 事務連絡 令和元年5月28日 一部改正 事務連絡 令和2年12月25日 一部改正 事務連絡 令和3年12月13日</p>
<p>都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生(支)局健康福祉課</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>(略)</p>	<p>都道府県精神保健福祉主管部局 各 指定都市精神保健福祉主管部局 御中 地方厚生(支)局健康福祉課</p> <p>厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部精神・障害保健課</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>(略)</p>

<p>別添</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>はじめに (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) (略) (2) 臨床記録としての留意事項 ア～シ (略) ス <u>外来移行症例として提出できるものは、退院後の通院による治療について、申請者が引き続き自ら担当として行ったものに限られる。この場合、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応について、実際の対応を具体的に記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 法制度を踏まえたレポートとしての留意事項について (1) 措置入院</p>	<p>別添</p> <p>精神保健指定医申請時のケースレポート記述上の配慮について</p> <p>はじめに (略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 レポート又は臨床記録としての留意事項について (1) (略) (2) 臨床記録としての留意事項 ア～シ (略) ス <u>退院後に外来治療を行った症例（外来移行症例）でない場合も、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応を、入院期間中に申請者自らが行った場合は、表紙「⑩退院後の外来支援」が行われたものとして、実際の対応を具体的に記載することが望ましい。なお、外来移行症例として提出できるものは、退院後の通院による治療についても、申請者が引き続き自ら担当として行ったものに限られる。この場合、評価基準上、外来移行症例に要求されている、退院後の保健福祉等の支援や関係機関との連携に関する検討・評価を伴う対応について、表紙「⑩退院後の外来支援」を含め、実際の対応を具体的に記載すること。</u></p> <p>(3) (略)</p> <p>3 法制度を踏まえたレポートとしての留意事項について (1) 措置入院</p>
--	---

措置入院に関する診断書を必ず参照し、事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）に即して、【関係法規に定める**手続**への対応】のチェック欄及び記載欄並びに本文に正確に記載すること。記載に当たっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）上の用語を正確に用いること。なお、解除の見込み、解除時の状態及び解除後の処遇形態についても記載することが望ましい。

(2) 医療保護入院

事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）に即して、【関係法規に定める**手続**への対応】のチェック欄及び記載欄並びに本文に正確に記載すること。同意を得た者を必ず明記するとともに、医療保護入院の要件を示すため、入院しない場合に予想される問題点、同意についての判断能力又は現症上の問題点、任意入院に変更する見込み及び推定される入院期間についても必要に応じて記載することが望ましい。

①～② （略）

(3) （略）

4 レポート提出に際しての留意事項について

(1) 事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）の【関係法規に定める**手続**への対応】については、「<措置入院>」、「<医療保護入院>」、「<緊急措置入院又は応急入院>」、「<任意入院>」、「<行動制限>」の項目に分かれているが、当該ケースレポートに関連の無い項目は削除して提出すること。なお、削除は上記項目の単位で行うこととし、項目内の各事項及び記載の一部のみの削除はしないこと。

(2) 事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）の様式について、「<入院時の状況>」、「<入院**後**経過>」、「【**考察**】」の項目に

措置入院に関する診断書を必ず参照し、事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）に即して、【関係法規に定める**手続き**への対応】のチェック欄及び記載欄並びに本文に正確に記載すること。記載に当たっては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）上の用語を正確に用いること。なお、解除の見込み、解除時の状態及び解除後の処遇形態についても記載することが望ましい。

(2) 医療保護入院

事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）に即して、【関係法規に定める**手続き**への対応】のチェック欄及び記載欄並びに本文に正確に記載すること。同意を得た者を必ず明記するとともに、医療保護入院の要件を示すため、入院しない場合に予想される問題点、同意についての判断能力又は現症上の問題点、任意入院に変更する見込み及び推定される入院期間についても必要に応じて記載することが望ましい。

①～② （略）

(3) （略）

4 レポート提出に際しての留意事項について

(1) 事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）の【関係法規に定める**手続き**への対応】については、「<措置入院>」、「<医療保護入院>」、「<緊急措置入院又は応急入院>」、「<任意入院>」、「<行動制限>」の項目に分かれているが、当該ケースレポートに関連の無い項目は削除して提出すること。なお、削除は上記項目の単位で行うこととし、項目内の各事項及び記載の一部のみの削除はしないこと。

(2) 事務取扱要領別添様式3-1（ケースレポート）の様式について、「<入院時の状況>」、「<入院**時**経過>」、「【**考察**】」の項目に

あらかじめ記載されている斜字体による注書き部分は、削除して提出すること。

以 上

あらかじめ記載されている斜字体による注書き部分は、削除して提出すること。

以 上